

答 申 書
(答申第67号)
平成19年12月28日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求のうち、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求のうち、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等については、実施機関が取得していないとして、別紙1の㉑及び㉒の廃油が適正に処理されたことを証明できる書類等（以下「証明書類等」という。）は、文書保存年限経過のため廃棄しているとして、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

また、別紙1の㉑から㉒の証明書類等については、対応する公文書として、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票及びE票を特定し、これらの公文書の一部が条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分を行った。

なお、本件諮問事案に係る12件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、重油地下タンクの清掃及び点検業務（以下「本件業務」という。）における廃油の処理に関する産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件不存在処分のうち、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等を不存在としたこと（以下「本件処分」という。）を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、次のとおり主張する。

実施機関は、本件業務における廃油については、本件業務に伴って生じた産業廃棄物であることから、本件業務を実施した業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第3条第1項に基づき、排出事業者として自らの責任において処理するものと理解し、本件業務を実施してきたところである。

廃棄物処理法第12条第4項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第1項第3号の規定により、産業廃棄物の運搬を委託する場合、排出事業者が、運搬業者と産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書を取り交わすことになっているものであり、産業廃棄物の処理は排出事業者が行うことから、実施機関は、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等を取得していないものである。

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）については、平成19年10月24日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第62号（以下「既答申」という。）の対象文書と同一であり、当審査会は、既答申において「廃油については、本件業務を実施した業者が、排出事業者として自らの責任において処理するものと理解していたことから、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）を取得していないとの実施機関の説明については、事務処理上の妥当性はともかくとして、不自然とまでは言えないものである。したがって、実施機関の説明は、これを是認せざるを得ないものと認められ、実施機関が、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）を不存在としたことは妥当である。」と判断している。

このことから、当審査会としては、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等を取得していないとの実施機関の主張についても、事務処理上の妥当性はともかくとして、これを是認せざるを得ないものと認められる。

したがって、実施機関が、産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年10月22日	○ 諮問書の受理（諮問番号65） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成19年10月23日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成19年11月19日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年12月11日 （第二部会）	○ 審議
平成19年12月21日 （第26回審査会）	○ 答申案審議
平成19年12月28日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第162条の2第6号により随意契約として、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成18年10月3日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる北海道知事が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成18年10月3日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる札幌市長が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ③ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成17年9月16日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる北海道知事が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ④ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成17年9月16日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる札幌市長が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成16年9月15日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる北海道知事が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成16年9月15日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる札幌市長が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成15年9月10日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる北海道知事が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等

- ⑧ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成15年9月10日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる札幌市長が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成14年9月3日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる北海道知事が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑩ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成14年9月3日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び適正に処理されたことを確認（証明）できる札幌市長が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑪ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成13年9月14日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び平成19年6月7日付け「平成19年3月9日付け衛研第838号で行った公文書不存在通知」に関連する平成19年5月31日付け理由説明書の中で教示のあった、適正に処理されたことを確認（証明）できる北海道知事が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等
- ⑫ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び北海道財務規則第162条の2第6号により随意契約として、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の4の規定に基づき、北海道立衛生研究所において平成13年9月14日実施した重油地下タンクの清掃及び点検の際に排出した廃油が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理されたことを証明できる書類等及び平成19年6月7日付け「平成19年3月9日付け衛研第838号で行った公文書不存在通知」に関連する平成19年5月31日付け理由説明書の中で教示のあった、適正に処理されたことを確認（証明）できる札幌市長が許可した産業廃棄物収集運搬業許可証（複写）が添付された契約書等